

# いわて八幡平雪ゆめ国スポ配宿業務

## 業 務 仕 様 書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が実施する「いわて八幡平雪ゆめ国スポ配宿業務」（以下「本業務」という。）の仕様等を明らかにするものである。

## 1 委託業務名

いわて八幡平雪ゆめ国スポ配宿業務

## 2 委託業務の目的

いわて八幡平雪ゆめ国スポ(以下「大会」という。)の参加選手及び監督並びに都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員等(以下「大会関係者」という。)の宿舎決定を円滑に行うため、宿舎の確保及び配宿業務等を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日(水)まで

## 4 本業務の内容

本業務の内容は、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項（4 宿泊要項）(以下「宿泊要項」という。)に基づき実施すること。

なお、具体的な業務内容については、次のとおり。

(別紙1 参照のこと。)

### (1) 宿泊施設実態調査の実施

参加意向のある宿泊施設について、宿泊施設実態調査を実施し、宿泊施設毎の情報を記載した調査票の作成、発送、回収及び集計を行うこと。

なお、県実行委員会で配宿候補施設の仮予約を行っているが、それを踏まえ、改めて宿泊施設の実態を調査し、県実行委員会に提出すること。

(別紙3 参照のこと。)

#### 【主な調査項目】

客室数と収容人数、食事提供方法及び朝食の早朝提供の可否、駐車場の有無、ランドリーの有無、ワックスルームの有無、希望宿泊料金及びキャンセル対応 等

### (2) 宿泊施設の確保

- ・ 宿泊施設実態調査の結果を基に大会関係者の宿泊施設を選定し、確保すること。
- ・ 大会関係者の宿泊施設は、原則として競技会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を得て営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を優先的に選定すること。ただし、競技会場地市内の宿泊施設で大会関係者の収容が困難な場合は、近隣の地域の宿泊施設を選定すること。
- ・ 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は選定しないこと。

### (3) 来会調査の実施

宿泊する大会関係者の人数や持込車両数等を調査する来会調査を2回実施すること。

※ 詳細な調査内容については、県実行委員会にて調整のうえ、追って指示する。

### (4) 仮配宿の実施

宿泊施設実態調査、来会調査の結果を基に配宿シミュレーションを行うこと。

配宿対象者数を宿泊施設に仮配宿し、宿泊対象者区分別、選手団別、競技別、宿泊施設別の配宿表を作成及び提出すること。

配宿表の作成にあたっては、各都道府県選手団の一体性が確保され、かつ競技会場との移動による負担が軽減されるよう配慮すること。

## (5) 本配宿の実施及び配宿センターの設置・運営

- ア 配宿センターを設置し、宿泊申込みの受付を行うこと。宿泊申込みの受付後、直ちに本配宿を行い、配宿表を作成及び提出すること。  
なお、配宿の確定後、各都道府県宿泊申込代表者へ配宿決定通知書を送付すること。
- イ 配宿センターは、宿泊申込の変更・取消等を受付すること。
- ウ 配宿センターは、大会期間中の配宿管理及び問合せに対応すること。
- エ 宿泊の申込・変更・取消は、インターネットにより受付し、処理するシステムによること。

## (6) 宿泊施設との調整

### ア 宿泊施設

- ・ 1人の宿泊に要する広さは、宿泊要項に基づき、3.3㎡(2畳)以上とすること。部屋割りは1人部屋が望ましいが、困難な場合は1部屋当たりの人数を収容可能な人数で割り当てること。
- ・ 選手・監督の宿泊施設は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して配宿すること。
- ・ 役員等に関しては、できる限り競技会場近隣の宿泊施設に配宿すること。
- ・ 宿泊料金の精算方法について、宿泊施設と調整を行い、対応すること。

### イ ワックスルームの設置

選手・監督の宿泊施設又は近隣において、ワックスルームが利用できる環境を必須とする。宿泊施設又は近隣にワックスルームが完備されていない場合は、受託者側で準備し、運営すること。その場合、県実行委員会及び会場地市の意見も踏まえて対応すること。

### ウ 食事の提供及び食品衛生

競技会に対応するための早朝及び遅い時間帯を含めた食事及び食事場所について調整すること。(代替措置等も含む)

### エ 食中毒・感染症対策

受託者は、宿泊施設に対し、食中毒対策や日本スポーツ協会策定の「国民体育大会における新型コロナウイルス感染症対策」に基づき適切な指導を行うこと・  
また、感染症や食中毒が発生した場合の対応マニュアルを作成すること。

### オ 障がい者対応

宿泊施設の設備を確認のうえ、障がい者の配宿に配慮すること。

### カ 宿泊施設説明会の開催

仮配宿の実施後、配宿予定施設の従業員等を対象として宿泊施設説明会を開催すること。内容については、上記ア～オに示す内容をもとに、県実行委員会と協議の上、決定すること。

### キ 宿泊料金の精算方法

宿泊料金の精算方法について、宿泊施設と調整すること。

### ク 宿泊手数料

受託者は、宿泊手数料を徴収することができる。

ただし、宿泊手数料込みの金額が、宿泊要項に記載の宿泊料金の上限を超えないように留意すること。

## (7) 会議開催の補助

県実行委員会が開催する会議及び県実行委員会が行う関係機関との協議等に必要な資料を調製するとともに、必要に応じて出席の上、説明の補助を行うこと。

また、業務における協議・打合せは、県実行委員会が必要とした場合は随時行うとともに、資料・情報の提供を行うものとする。

## **(8) 県実行委員会及び八幡平市実行委員会との調整**

業務の実施に当たっては、県実行委員会及び八幡平市実行委員会が行う交通輸送と十分に調整の上、県実行委員会及び八幡平市実行委員会と協議し、連携を図ること。

## **(9) 組織体制**

ア 受託者は、人員・担当業務等の運営体制を明確にし、常時対応できる体制を県実行委員会と協議のうえ決定すること。

イ 受託者は、競技会の宿泊に関する選手団及び関係者からの連絡、問合せ等の対応を行うこと。大会参加者、宿泊施設等からの要望・苦情が生じた場合は、県実行委員会と協議し、誠実に対応すること。

## **(10) 実施結果報告書**

委託業務の実施結果報告書を、履行期限までに電子データで提出し、県実行委員会の検査を受けることとし、その内容は次のとおりとする。

### **【実施結果報告書の内容】**

- (1) 業務に係る対応状況・実績
- (2) 要望・苦情・問合せに係る対応実績

## **(11) その他**

ア 受託者は、本業務を実施するにあたり県実行委員会と詳細に協議を行い、承認を受けて作業を進めること。

イ 受託者は、県実行委員会に対し適時状況を報告するとともに、県実行委員会の求めに応じて必要な情報を提供すること。

ウ 本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに県実行委員会と協議し、その指示を受けること。

エ 受託者は、本業務の趣旨を理解し業務を進めること。

## **5 提出書類**

- (1) 業務工程表
- (2) 宿泊施設実態調査の結果
- (3) 仮配宿表
- (4) 配宿表
- (5) 宿泊実績報告書
- (6) 業務完了届

※ 様式については、県実行委員会にて調整の上、追って指示する。

## **6 契約に関する条件等**

### **(1) 再委託等の制限**

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を県実行委員会に対して書面で報告しなければならない。

### **(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

ア 県実行委員会は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県実行委員会は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、アあるいはイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県実行委員会に対して書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年10月1日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

## 4 宿泊要項

### 1 目的

この要項は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員等（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 方針

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、いわて八幡平雪ゆめ国スポ八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

### 3 業務の実施

配宿センターは、県実行委員会、市実行委員会、競技団体及び宿泊機関等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

### 4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合等は、近隣市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

### 5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1 人の宿泊に要する広さは、 $3.3 \text{ m}^2$ （2 畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

## 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

### (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

### (2) 宿泊料金

区分	宿泊料金(税抜)		備考
	1泊2食	素泊まり	
営業施設	7,500円～20,000円	5,250円～14,000円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。

[注] 「1泊2食」宿泊料金は、500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の70%相当とする。

定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

### (3) 入湯税等

入湯税及び宿泊税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

### (4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時までに、朝食の場合は前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限るものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当の額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当の額とする。

区 分	宿泊料金(税抜)	
	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	6,000円～16,000円	6,750円～18,000円

### (5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

### (6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

### (7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎の指定する方法により精算するものとする。

## (8) 宿泊取消料

### ア 宿泊取消料の支払い

(ア) 大会参加の取消や競技敗退等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は各宿泊施設の宿泊取消料規定を適用する。なお、宿泊取消料規定の上限は、下表のとおりとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の10日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の9日前から 宿泊予定日の3日前まで	宿泊料金(税抜)の30%	
宿泊予定日の2日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(イ) 次の場合は、宿舎と協議して取消料を決定するものとする。

- a 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合
- b 地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により競技会(種目・種別)が短縮や中止になった場合。

### イ 宿泊変更・取消の申出

宿泊申込後、変更・取消の申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記(ア)及び(イ)の定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

### ウ 宿泊の最終的責任

宿泊取消料は、宿泊責任者又は宿泊者本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。宿泊責任者又は宿泊者本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

## (9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2027年2月14日(日)15時から2027年2月22日(月)10時までとする。

## 7 宿泊の申込

(1) 宿泊の申込は、別に定める宿泊業務実施要領(仮称。以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込が困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員及び視察員にあつては、第81回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会実施要項(以下「実施要項」という。)に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

(2) インターネット等による宿泊の申込が実施要領に定める申込期限までになかった場合は、宿泊の申込を受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

## 8 宿泊の変更及び取消

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消については、限られた宿泊施設を有効活用し、配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めないものとする。
- (2) 入宿前の変更及び取消については、原則としてインターネットシステムを利用して行うものとし、その効力の発生は受信時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、市実行委員会が定める弁当申込方法により申込むものとする。なお、昼食（斡旋弁当）料金は次のとおりとする。

区分	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	1,100 円以内（税抜）

※ 弁当は軽減税率の対象となる。

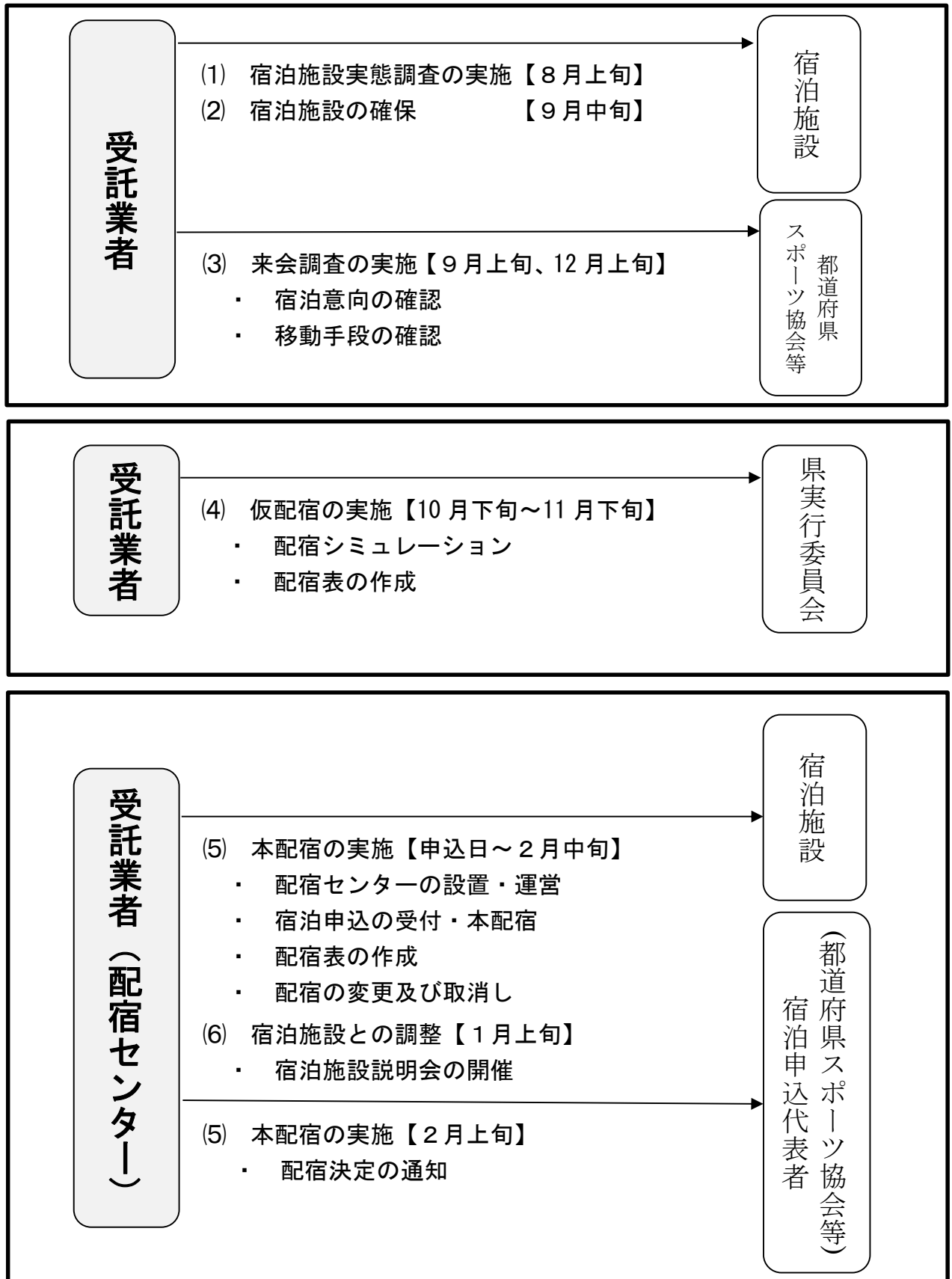
## 10 スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指定された場所で行うものとする。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 宿泊業務のフロー図



(各業務の実施時期は目安)

## 配宿候補施設について

地区	八幡平市	盛岡市	湯瀬	合計
仮予約部屋数	459	210	90	759
宿泊可能人数	1,334	360	210	1,904

※1 昨年度時点の数値であり、若干の変動がある場合があること。

※2 県実行委員会で仮予約を行った施設以外でも新たに配宿施設として確保することも可能であるもの。